

広島県告示第八百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年十月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町中野字郷渡沖一八二四番三 地先から 豊田郡大崎上島町中野字城ヶ鼻一七六六番四 地先まで		八・八〇〇 二・二〇〇	(九・四〇〇) 三・一〇〇	六〇・四〇〇	
		六〇・四〇〇			
	六〇・四〇〇				拡幅